

令和4年4月26日開会

第739回むつ市教育委員会

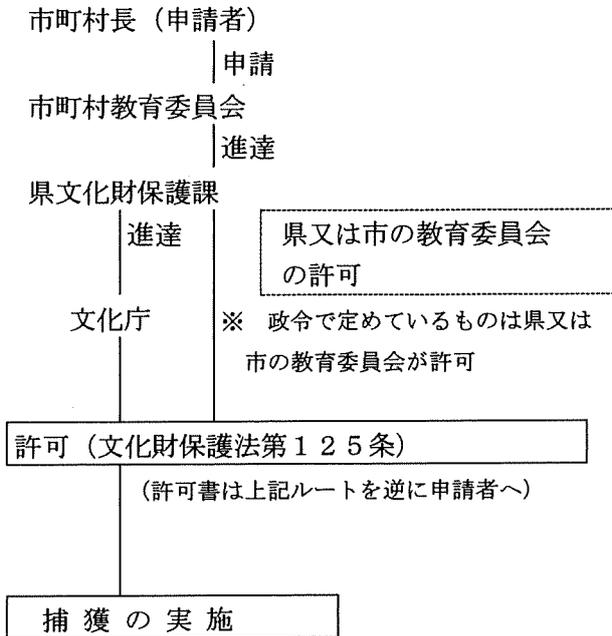
参 考 資 料

報告第1号	1頁
報告第2号	5頁
報告第3号	11頁

報告第二号 参考資料

(1) ニホンザル捕獲のための法手続き

●文化財保護法に基づく現状変更許可申請



現状変更（文化財保護法第125条）

○県又は市が許可
 文化財保護法施行令第5条第4項リ
 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

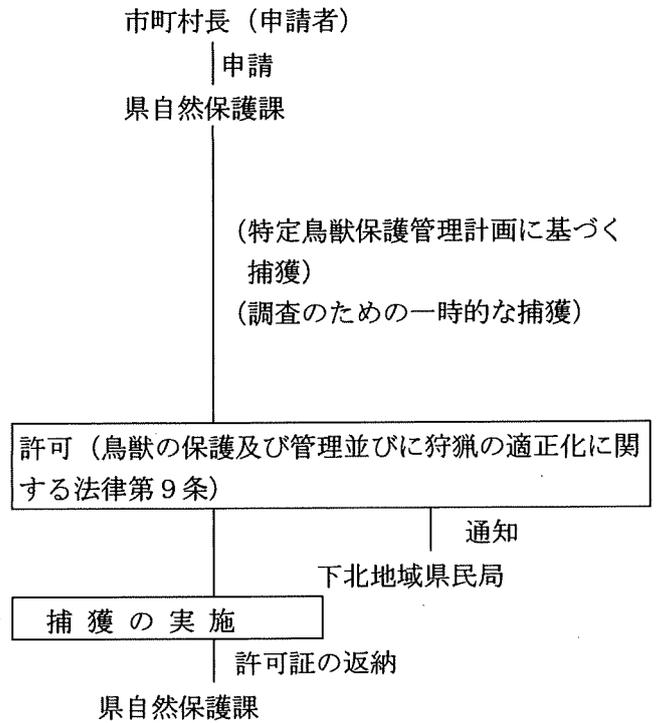
（許可例）

- ・ 個体のための捕獲
- ・ 飼育のための捕獲
- ・ 調査のための一時的な捕獲
- ・ 人の生命若しくは身体に対する危害防止のために必要な捕獲

終了報告

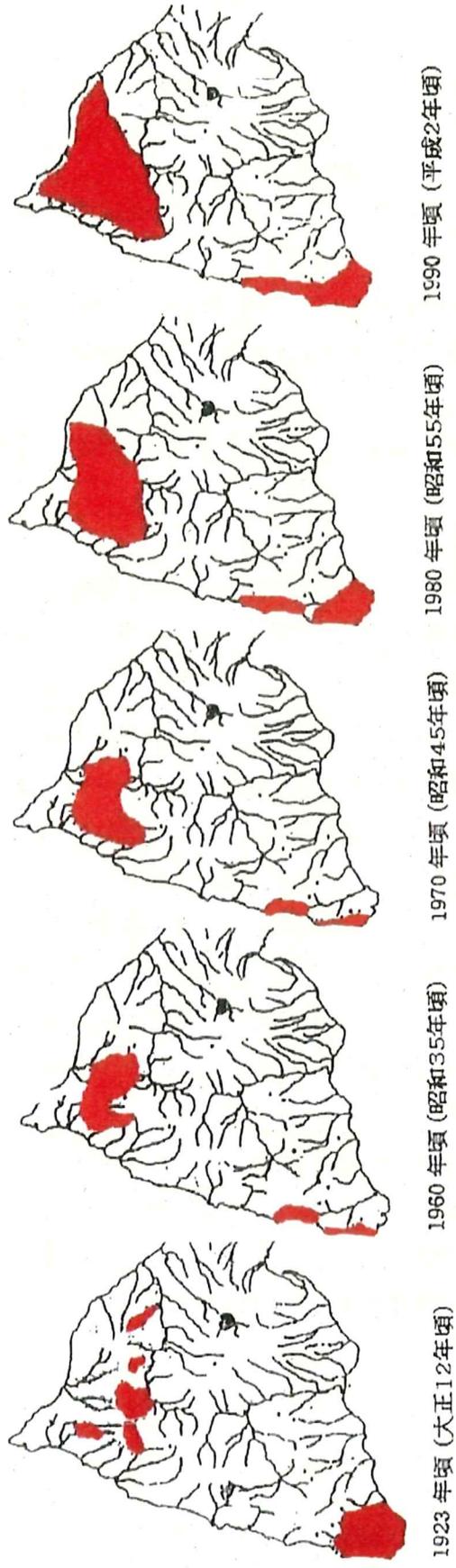
○現状変更等の許可申請等に関する規則第3条
 現状変更を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（県又は市の教育委員会が行った場合には、県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

●鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可申請



- ※(1)住居集合地域等において、捕獲のために麻醉銃猟をする場合は、県の許可を受けなければならない。（鳥獣保護管理法第38条、38条の2）
- (2)捕獲のために麻醉薬を使用する場合は、使用する麻醉薬の種類及び施用量により、危険猟法に該当する場合は、環境大臣の許可も必要となる。（鳥獣保護管理法第36条、37条）
- (3)国指定鳥獣保護区内で捕獲する場合は、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可は環境大臣の許可が必要となる。（鳥獣保護管理法第9条）

(3) 分布域の変遷



下北半島地域個体群
分布域の変遷

上段は三戸幸久氏作成図に加筆

(6) ニホンザルの生態

- ① サル目（霊長目）－オナガザル科－マカカ属（マカク属）－ニホンザル
(*Macaca fuscata*)
- ② ニホンザルは日本固有種であり、北は本県下北半島から南は鹿児島県屋久島まで生息している。屋久島に生息するヤクシマザルと屋久島以外に生息するホンドザルの2亜種に分かれる。本県では下北半島、津軽半島及び白神山地に群れが生息している。
- ③ 頭胴長：オス56～60cm、メス47～55cm、尾長：オス8～12cm、メス7～10cm、体重：オス10～18kg、メス8～16kg、オスがメスより大きい、体毛は茶褐色ないし灰褐色、顔と尻が赤く特に交尾期には鮮紅色になる。
- ④ 基本的に群れで生活し、その個体数は数十頭から往々にして百頭を越す。
- ⑤ メスは多くの場合、一生を生まれた群れで過ごす。メスが初産をむかえるのは普通5才から9才程度。秋に交尾し、春に出産する。
妊娠期間は約170～180日。一産一仔。2年以上連続して出産することは稀。オスもメスも20才までには大多数が死亡する。
- ⑥ オスのほとんどは3～8才くらいで群れを出る。その後、単独での生活を送ったり、群れを渡り歩いたりする。時としてオスばかりの集団（オスグループ）を作る。
- ⑦ 群れ内では家系によるまとまりがみられ、血縁の近い個体ほど親和的である。
- ⑧ 群れは定まった地域の中で生活する。この地域を行動域や遊動域と呼ぶ。
- ⑨ 基本的には植物食で、昆虫も好む。海岸では貝類や海草類もときおり食べる。下北半島では冬期間は樹皮、冬芽が中心である。

報告第三号 参考資料

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

年度末年度始めにおける感染対策について

このことについて、青森県内における新型コロナウイルス感染症の状況、また、進学、就職、転勤等による移動の時期であることなどから、感染拡大を防止しながら教育活動を継続していくための当面の対策として、令和4年4月10日(日)までの間における教育活動につきましては、下記のとおりご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 学校生活における感染対策の徹底

(1) 基本的な感染対策の徹底

- ・身体的距離の確保や手洗い・咳エチケットの励行などを徹底する。
- ・本人又は家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒、教職員ともに自宅での静養を徹底させる。
- ・健康観察票等の活用により、児童生徒の健康状態を把握する。
- ・「感染対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」を控える。

(2) 学校活動について

- ・感染対策に十分留意の上、通常どおりの学校活動を実施可能とする。
- ・むつ下北地域以外への移動及びむつ下北地域以外の方と接する可能性のある学校活動については自粛する。

2. 部活動等及び対外試合について

(1) 部活動等について

- ・部活動等については、感染対策について十分留意の上、通常どおりの実施を可能とする。
- ・むつ下北地域以外からの外部人材等の招聘については禁止とする。

(2) 対外試合について

- ・むつ下北地域以外の他校との試合(練習試合を含む。)及び合宿(学校単独で行うものを含む。)については、原則として禁止とする。

- ・中学校体育連盟等の団体が主催または共催する公式戦については、全国大会・東北大会及びそれら上位大会につながる県大会に限り、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。
- ・また、参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染対策を講じること。
- ・スポーツ少年団等の任意の団体については、上記の内容に準じた形（上部の大会に通じるような公式戦への参加等）で対応するよう各団体に要請する。
- ※「中学校体育連盟等の団体」とは、当該連盟、中学校文化連盟及び公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する協会の下部組織を指す。

【参加する際は】

- ・毎日こまめな健康チェックをし、体調不良の場合は参加しないこと。
- ・競技（運動）の合間や更衣室では必ずマスクを着用すること。
- ・声援、指示など大声を出さないこと。
- ・公共交通機関利用後やエレベーターといった不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗いまたはアルコール消毒を行うこと。
- ・更衣室などといった、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ・マスクを外した状態での会話は避けること。
- ・マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、場所等を工夫すること。

【大会終了後は】

- ・2週間は、毎日検温を行い、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医（※）に相談し、指示を仰ぐこと。
- ※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、「受診・相談センター」（31-1891）に相談すること。
- ・その他、別添青森県通知「部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項」別紙2を参照すること。

3. 往来の自粛について

- ・県外及び県内における感染者が多数発生している地域との不要不急の往来は自粛することとし、来訪も控えていただく（通勤を除く）。
- ・県外との往来があった場合は、PCR検査を実施し、陰性を確認した後で出勤・登校させる。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

TEL 22-1111（内線3110）

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校の対応について

このことについて、国及び青森県の対応について、取扱いが変更となり、(詳細は別紙参照)中学校では保健所での濃厚接触者の特定は行われなくなりました。

当市といたしましては児童生徒に陽性者が判明した場合には、感染症拡大防止のため、当面の間、下記のとおり取扱いといたしますので、各学校においてはご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 小学校の対応について

(1) 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

- ・小学校において主体的に調査し、保健所が判断する。
- ・小学校においてまとめた児童の名簿、座席表、発症日2日程度前までの行動歴等のリストを保健所に提出し、保健所で検査、濃厚接触等を特定。

(2) 濃厚接触者の行動制限について

- ・陽性者との最終接触日から4日目及び5日目に、薬事承認された抗原定性検査キットにより陰性が確認された場合、行動制限は解除できる。

2. 中学校の対応について

(1) 積極的疫学調査、濃厚接触者の特定及び行動制限について

- ・保健所では、クラスターの場合を除き、濃厚接触の特定及び行動制限は実施しない。
- ・中学校においては、発症日2日程度前までに陽性者と接触のあったリスクの高い生徒及び教職員のリストアップ(※)を行う。
- ・学校においてリスクが高いと判断した場合、7日間の自宅待機か、むつ市PCR検査センターにおける検査について要請し、陰性の確定をもって通常登校・勤務を可能とする。

※リストアップにあたっては、授業における座席の状況、部活動等の活動状況、特別活動等の状況、スクールバスを含めた登下校の状況等について、市教育委員会と協議の上、総合的に判断すること。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
TEL 22-1111(内線3110)

令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡（3月22日一部改正）

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

- オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流の間は、自治体における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、以下のとおり実施することとする。
 - なお、保健所による対応が可能な自治体において、引き続き幅広く濃厚接触者の特定等を行うことを妨げない。
- ※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国民ひとりひとりが基本的な感染予防対策を徹底することが重要。
特に、オミクロン株の特徴も踏まえれば、症状がある場合には、保健所による濃厚接触者の特定等を行う場合には、その特定を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染防止対策を自主的に講じることが重要。

1. 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（主な内容）

（1）同一世帯内で感染者が発生した場合

- 保健所等は、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
- 待機期間は、原則7日間（8日目解除）だが、社会機能維持者が否にかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能（7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）とする。（（3）（4）においても適用可）

（2）事業所等で感染者が発生した場合（（3）（4）の場合を除く）

- 保健所等は、濃厚接触者の特定・行動制限を求めない。
- 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- 事業所等で感染者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。

（3）入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合

- 保健所等は、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
 - 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。
- #### （4）保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合
- 濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、自治体ごとに方針を決定する。
 - 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

2. 積極的疫学調査の見直し（主な内容）

- 重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設に集中的に実施する。
- 入院医療機関・高齢者・障害児者入所施設については、感染発生初期段階で当該施設からの報告を求め、迅速に調査を実施する。

本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

・令和4年3月16日付け事務連絡に基づき、感染が継続している本県の状況を踏まえ、当面1ヶ月間（4月28日まで）は以下の方針を原則とする。（従前からの変更点が赤字）

	同一世帯内で感染者が発生した場合	ハイリスク施設（※1）で感染者が発生した場合	保育所等（※2）で感染者が発生した場合	事業所等（※3）で感染者が発生した場合（左記以外の事業所）（※3）
積極的疫学調査	保健所が実施（※4）	保健所が実施（※4）	保健所が、保育所等と連携し、実施（保育所等が主体的に調査し、保健所で判断）（※4）	実施しない（※5） （事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施）
濃厚接触者の特定	保健所が特定 （全て同居者が濃厚接触者となる旨、感染者に伝達することをもちって特定したととす。）	保健所が特定	保健所が、保育所等と連携し、特定（保育所等が濃厚接触者等の候補者リストを作成し、保健所で特定）	実施しない （事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施）
濃厚接触者の行動制限（※6）	・原則7日間（8日目解除） ・（誰でも）4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	・原則7日間（8日目解除） ・4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	・原則7日間（8日目解除） ・（誰でも）4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除（※7）	【該当なし】 （ただし、感染者と接触があった者についてその他の欄を参照）
その他				事業所等で、感染者が発生した場合は、自主的な感染対策の徹底のために以下を周知。 ・感染者と接触があった者は、最後の接触から概ね7日間はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い行動を控えること ・感染者と接触があり、症状がある場合には、速やかに診療・検査医療機関を受診すること ・感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を感染者と共にした者等は一定期間（原則7日間（4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除））の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること

- ※1 ハイリスク施設とは、重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者施設、障害者施設、医療機関
- ※2 保育所等とは、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ
- ※3 事業所等とは、ハイリスク施設、保育所等以外の事業所（通所型高齢者施設、障害者施設、中学校、高等学校、大学等を含む）
- ※4 濃厚接触者に対する検査など、保健所が必要と認めた場合は、行政検査として実施する。
- ※5 クラスタの発生等、感染状況などを考慮し、保健所が必要と認めた場合は、ハイリスク施設と同様、積極的疫学調査等を実施する。
- ※6 行動制限短縮の解除にあたっては、個別に保健所の確認を要しない。
- ※7 行動制限短縮のための検査は、自費検査。

む教総第116号
令和4年4月8日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新年度を迎えての感染対策について

このことについて、青森県内のレベル分類が変更となり、感染拡大を防止しながら教育活動を継続していくための当面の対策として、令和4年4月28日(木)までの間は、以下のとおりご対応くださるようお願いいたします。

1. 学校生活における感染対策の徹底

(1) 基本的な感染対策の徹底

- ・身体的距離の確保や手洗い・咳エチケットの励行などを徹底する。
- ・本人又は家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒、教職員ともに自宅での静養を徹底させる。
- ・健康観察票等の活用により、児童生徒の健康状態を把握する。
- ・「感染対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、感染状況に留意の上、実施可能とする。

(2) 学習活動について

- ・感染対策に十分留意の上、通常どおりの学習活動を実施可能とする。
- ・学校行事や校外活動についても、感染状況に十分留意の上、通常どおりの実施を可能とする。

2. 部活動等及び対外試合について

(1) 部活動等について

- ・部活動等については、感染対策に十分留意の上、通常どおりの実施を可能とする。

(2) 対外試合及び合宿について

- ・練習試合を含む対外試合については、事前に主催者が講じる感染対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加を可能とする。
- ・合宿については、交流校との飲食を避けるなど、感染対策に十分留意の上参加を可能とする。

・参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染対策を講じること。

※スポーツ少年団等の任意の団体については、上記の内容に準じた形で対応するよう各団体に要請しております。

【参加する際は】

- ・毎日こまめな健康チェックをし、体調不良の場合は参加しないこと。
- ・競技（運動）の合間や更衣室では必ずマスクを着用すること。
- ・声援、指示など大声を出さないこと。
- ・公共交通機関利用後やエレベーターといった不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗いまたはアルコール消毒を行うこと。
- ・更衣室などといった、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ・マスクを外した状態での会話は避けること。
- ・マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、場所等を工夫すること。

【大会終了後は】

- ・2週間は、毎日検温を行い、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医（※）に相談し、指示を仰ぐこと。
※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、「受診・相談センター」（31-1891）に相談すること。
- ・その他、別添青森県通知「部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項」別紙2を参照すること。

3.他地域との往来について

- ・感染リスクの高い場所との往来及び感染リスクの高い行動は慎重に判断する。
- ・上記の場所との往来や行動があった場合は必要に応じ、PCR検査を実施し、陰性を確認した後の出勤・登校を要請する。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

TEL 22-1111（内線3110）

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

新年度を迎えての感染対策について

日頃より、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき厚く感謝申し上げます。

このことについて、青森県内のレベル分類が変更となり、感染拡大を防止しながら教育活動を継続していくための当面の対策として、令和4年4月28日(木)までの間は、以下のとおりとすることいたしましたのでご協力くださるようお願いいたします。

1. 学校生活における感染対策の徹底

(1) 基本的な感染対策の徹底

- ・身体的距離の確保や手洗い・咳エチケットの励行などを徹底する。
- ・本人又は家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での静養を徹底させる。
- ・「感染対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、感染状況に留意の上、実施可能とする。

(2) 学習活動について

- ・感染対策に十分留意の上、通常どおりの学習活動を実施可能とする。
- ・学校行事や校外活動についても、感染状況に十分留意の上、通常どおりの実施を可能とする。

2. 部活動等及び対外試合について

(1) 部活動等について

- ・部活動等については、感染対策に十分留意の上、通常どおりの実施を可能とする。

(2) 対外試合及び合宿について

- ・練習試合を含む対外試合については、事前に主催者が講じる感染対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加を可能とする。
- ・合宿については、交流校との飲食を避けるなど、感染対策に十分留意の上参加を可能とする。
- ・参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染対策を講じること。
※スポーツ少年団等の任意の団体については、上記の内容に準じた形で対応するよう各団体に要請しております。

【参加する際は】

- ・毎日こまめな健康チェックをし、体調不良の場合は参加しないこと。
- ・競技(運動)の合間や更衣室では必ずマスクを着用すること。
- ・声援、指示など大声を出さないこと。
- ・公共交通機関利用後やエレベーターといった不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗いまたはアルコール消毒を行うこと。
- ・更衣室などといった、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ・マスクを外した状態での会話は避けること。
- ・マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、場所等を工夫すること。

【大会終了後は】

- ・2週間は、毎日検温を行い、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医(※)に相談し、指示を仰ぐこと。
※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、「受診・相談センター」(31-1891)に相談すること。

3.他地域との往来について

- ・感染リスクの高い場所との往来及び感染リスクの高い行動は慎重にご判断願います。
- ・上記の場所との往来や行動があった場合は必要に応じ、PCR検査を実施し、陰性を確認した後で登校するようお願いいたします。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
TEL 22-1111(内線3110)